

令和7年7月8日

第587回 海務協議会議題

1. 7月期人事異動に伴う担当官挨拶
2. とん税及び特別とん税の納期限等について
3. 第7次NACCS更改に係る総合運転試験について
4. 汎用申請及びMSB業務における留意事項について
5. その他・質疑応答

〈横浜税関 出席者〉

監視部	鳥 居 部長
〃	小 林 次長
総括許可部門	小 原 統括監視官
〃	寺 内 上席監視官

とん税及び特別とん税の納期限等について

とん税及び特別とん税については、「出港の時」又は「入港してから 5 日以内に出港しない場合は入港の日から起算して5日を経過する日」までに申告書を税関へ提出し、あわせて申告書に記載された税額を納付しなければならないと定められています。

今般、とん税及び特別とん税の納期限について、入港届の提出期限と同様に行政機関の休日を除いて起算するものと誤認したことにより、当該期限内に申告書の提出及び納付がなされず、本船の出港が遅延する事案が発生しました。

とん税及び特別とん税については、納期限の日が行政機関の休日の場合に休日の翌日が期限となりますのでご留意下さい。

金	土	日	月	火	水	木
入港	(休日)	(休日)		納期限	接岸	※ 誤認した納期限
納期限 (入港の日から起算して 5 日まで)						
入港の日から起算して休日を除く 5 日までと誤認						

関税法第 15 条第 3 項 (入港届の提出)

外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から 24 時間 (その時間が行政機関の休日 (中略) に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。 (中略)) 以内に政令で定める事項を記載した入港届及び船用品目録を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならない。

とん税法第 5 条第 1 項 (とん税の申告及び納付)

外国貿易船が開港に入港した場合においては、(中略) 当該外国貿易船の出港の時 (当該外国貿易船が入港の日から起算して 5 日以内に出港しない場合には、入港の日から起算して 5 日を経過する日) までに、(中略) とん税の課税標準及び納付すべきとん税額その他の事項を記載した申告書を税関に提出し、あわせて当該申告書に記載された税額に相当するとん税を国に納付しなければならない。 (以下略)

行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項 (行政機関の休日)

次の各号に掲げる日は、行政機関の休日とし、行政機関の執行は、原則として行わないものとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日

(以下略)

同法第 2 条 (期限の特例)

国の行政庁 (中略) に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間 (時をもって定める期間を除く。) をもって定めるものが行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期限をみなす。 (以下略)

第7次 NACCS 更改に係る総合運転試験について

本年10月に第7次 NACCS へ更改されることから、円滑な移行に向け、本年7月から10月にかけて本番と同じ環境で総合運転試験が実施されます。

第7次 NACCS への接続環境を整え、操作に慣れていただくためにも、総合運転試験への積極的な参加をお願い致します。

《第7次NACCS更改までのスケジュール》

	2025年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
説明会		総合運転試験説明会				移行説明会	10/12(日)
総合運転試験	第6次NACCS						
				第7次NACCS (総合運転試験環境)			
		フェーズ1	7/7(月)~7/18(金)				
		フェーズ2	7/28(月)~8/12(火)				
		フェーズ3	8/27(水)~9/12(金)				
		フェーズ4	10/6(月)~10/8(水)				

《各フェーズの試験内容》

フェーズ	対象者	期間	使用するデータ	主な試験目的
フェーズ1	民間利用者	7/7(月)~7/18(金) ・10日間実施(土日除く) ・24時間運転	疑似データ 過去データ	- メインセンターへの接続確認 - 疑似データ等による習熟訓練 - 業務機能確認 - 管理資料情報の確認
フェーズ2	民間利用者 関係行政機関	7/28(月)~8/12(火) ・16日間実施(土日祝含む) ・24時間運転	移行データ 現行流用データ 過去データ	- 移行データの後続業務確認 - 現行流用データによる実運用に則した業務運用確認 - 管理資料情報の検証 - 保守日運用の確認 - システム負荷試験 - 切替切戻し運用試験(第1回) - 故障復旧運用の確認
フェーズ3	民間利用者 関係行政機関	8/27(水)~9/12(金) ・17日間実施(土日含む) ・24時間運転	疑似データ 過去データ	- 疑似データ等による習熟訓練 - 業務機能確認、業務連動確認 - 過去データによる実運用に則した導流試験 - 管理資料情報の検証 - 保守日運用の確認 - 切替切戻し運用試験(第2回) - 故障復旧運用の確認
フェーズ4	民間利用者 関係行政機関	10/6(月)~10/8(水)	—	メインセンターへの接続試験

※民間利用者：航空会社、航空貨物代理店、通関業、機用品業、混載業、保税蔵置場、損害保険会社、船会社、船舶代理店、CY、パンブール、輸出入者、NVOCC、海貨業、納付受託者、汎用申請者

総合運転試験の詳細については、NACCS掲示板の「第7次NACCSに関する情報」(<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/dai7ji/index.html>)をご参照下さい。

汎用申請及び MSB 業務における留意事項について

1 汎用申請業務における留意事項

NACCS を利用して、船名とん数変更届（船舶の船名、国籍、とん数などが変更されていた場合に監視部門に提出するもの）を税関へ提出する際、汎用申請を用いて、申請手続種別を「G83：船名・数量等変更申請」で申請し、通関総括部門に出力される事案が散見されております。

汎用申請には該当する申請手続種別コードがないため、NACCS を利用して船名とん数変更届を提出する場合は、添付ファイル業務（MSB）により提出をお願い致します。

申請先税関官署＊ 2A 申請先部門

申請手続種別＊ KO1

申請者電話番号

社内整理番号

記事

申請先部門欄は入力不可
※通関部門に申請する場合のみ入力

汎用申請手続一覧の申請手続種別コードを入力
KO1：不開港入港届出（外国貿易船）
KO2：不開港入港届出（特殊船舶）
～ 省略 ～
K98：執務時間外要請届出（監視）
K99：NACCS 登録情報変更申出（監視）
※監視関係手続きのコードは K から始まる

2 本関における添付ファイル業務（MSB）の申請先に係る留意事項

NACCS を利用して MSB 業務により添付ファイルを送信する場合、**部門欄を空白で送信すると通関総括部門に出力**される仕様となっているため、監視関係の申請等が通関総括部門に出力されることが散見されております。

監視部門へ送信する場合は、宛先は**税関官署欄には「2A」、部門欄には「K」**を入力して送信頂きますようお願い致します。

宛先

税関官署＊ 2A 部門＊ K

件名

宛先部門コードを入力
K：監視部門
H：保税部門
S：収納部門
Y：評価部門
Z：関税監査官
T：通関業監督官
R：統計部門
通関部門の場合は部門コードを入力
空白は通関総括に出力される